

諮問庁：財務大臣

諮問日：平成29年9月14日（平成29年（行情）諮問第370号）

答申日：平成30年1月29日（平成29年度（行情）答申第440号）

事件名：近畿財務局が「公共随契による売払い結果一覧表」において特定法人との契約金額を非公表とした経緯が分かる文書等の一部開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、一部開示した決定について、諮問庁が別紙の3に掲げる文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有していないとしていることは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年5月30日付け近財統-1第626号により近畿財務局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、更なる文書の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると次のとおりである。

（1）審査請求書

行政文書開示請求の中に「応接や意思決定の分かる文書一切」や、非公開だったのが公表するに至った「応接や意思決定及び経緯の分かる文書一切」と結語したが、それらが不明である。近財の統括官などが決裁した基本となる文書がない。

※ 例えば、国調官普財に対してHPへの掲載依頼に対する「応接」した国調官の文書がない。

※ また、特定法人側の不開示要請文書がない。

※ また、特定法人のHPの掲載同意書はあるが、依頼書がない（同意書は依頼書があるから成立）。

※ HP下段の減額売払有無や特殊要因の○がない。

上記などを見て、国民の財産である国有財産処分のHPがこのような不自然な決裁で表されることは法の趣旨にも反していると考えられる。すべ

での応接，経緯の分かる文書。

以上，上記の開示を求めます。

(2) 意見書

本件請求文書の決裁などの流れの分かる文書がなく，まったく公文書の体になされていない。よってすべての決裁までの経緯が分かる文書の公開を望みます。HPは国民に公表するものです。情報公開上当然。

またホームページ※の減額売払有無や特殊要因に対する○印等が記入されていないが実際には減額や特殊要因があったと認識しているが，それらの説明すらされていない。

公文書には成立するまでの流れがあるものと理解していますが上記には公文書の流れが一切なく，このような公文書は公文書とは認めることはできません。

審査の上，納得できる説明責任を求めます。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

(1) 平成29年3月30日付（同月31日受付），法4条に基づき，審査請求人から処分庁に対し，本件請求文書について開示請求が行われた。

(2) これに対して，処分庁は，法9条1項の規定に基づき，平成29年5月30日付近財統－1第626号により，契約相手方の印影を不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。

(3) この原処分に対し，平成29年6月21日，行政不服審査法2条に基づき，審査請求が行われたものである。

2 諮問庁としての考え方

審査請求人から行政文書開示請求を受けた対象文書について，処分庁が保有する文書を原処分において開示している。

また，類似文書の保有も含め，処分庁において文書の探索を実施したが，該当する文書の存在は確認できなかったため，開示した文書のほかに対象文書が存在し，処分庁が保有しているとされる事情は認められない。

3 その他

審査請求人は，その他種々主張するが，諮問庁の判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから，処分庁が法9条1項に基づき行った原処分は妥当であり，本件審査請求は棄却すべきものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

① 平成29年9月14日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を收受

- ③ 同年10月2日 審査請求人から意見書を収受
- ④ 平成30年1月11日 審議
- ⑤ 同月25日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、一部開示する決定（原処分）を行い、その上で、別紙の3に掲げる文書を一部開示した。

これに対し、審査請求人は、本件請求文書に該当する他の文書の開示を求めていると解されるところ、諮問庁は、原処分は妥当としていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

- (1) 諮問庁から、別紙の3に掲げる文書の提示を受け確認したところ、当該文書は、近畿財務局のウェブサイト上の「公共随契による売払結果一覧表」（以下「一覧表」という。）に、国と特定法人との間で交わされた契約（以下「本件契約」という。）の内容を掲載するために起案された決裁文書（別紙の3（1））及び当該決裁文書の参考として添付された本件契約における契約金額（以下「本件契約金額」という。）を非公表とする理由についての説明文書（別紙の3（2））並びに非公表とされた本件契約金額を一覧表に掲載するために起案された決裁文書（別紙の3（3））及び特定法人から提出された本件契約金額に係る契約金額公表同意書（別紙の3（4））の4文書であることが認められる。

なお、上記各決裁文書（別紙の3（1）及び（3））は、一覧表に掲載する予定の内容が記載された資料に決裁権者等が承認印を押印する欄及び当該資料のとおりウェブサイトへの掲載依頼を行ってよいかを伺う旨の記載等が追加された簡素なものではあるものの、これが、一覧表による本件契約の内容の公表についての意思決定に係る決裁文書であることを否定できる事情は認められない。

- (2) さらに、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、審査請求人が審査請求書において指摘する文書の保有の有無等について確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

ア 一覧表の本件契約に係る部分において、減額売払や価格の算定に当たって特殊要因を考慮したという事実を示す記載がないことについては、本件契約が「国有財産特別措置法の規定により普通財産の減額譲渡又は減額貸付けをする場合の取扱いについて」（昭和48年12月26日蔵理第5722号）の規定に基づく減額売払が行われたものではないことから、減額売払に係る記載がないものであり、また、本件契約金額の決定の際に考慮された事情については、一般

的に、風評被害の影響等も考えられることから、本件契約に限らず、運用上、一覧表における特殊要因としての記載をしていなかったものである。

イ 本件契約の内容を一覧表に掲載することを担当者に依頼した際の応接についての記録、特定法人が本件契約金額を不開示とするよう要請した文書並びに特定法人に対して本件契約金額の公表を求める依頼書及び当該依頼に至る経緯等を記録した文書については、これを作成又は取得することが法令上義務付けられているものではなく、また、一覧表の作成の根拠である「国有財産の売払等結果の公表について」（平成11年12月21日蔵理第4832号）においてもこれを作成又は取得することは求められていないことから、近畿財務局ではこれらの文書を保有していない。

ウ また、上記イの文書を含めた本件請求文書に該当する行政文書の探索は、特定法人への国有地売却の担当である近畿財務局管財部統括国有財産管理官及び国有財産の処分等についてのウェブサイト掲載を担当する同部の国有財産調整官（普通財産）の書庫及び担当職員のパソコンに対して実施したが、開示した文書の外に該当する文書の存在は確認できなかった。

(3) 諮問庁から、上記(2)アの通達の提示を受け確認したところ、本件契約が当該通達の要件を満たしておらず、当該通達に基づく減額売払が行われたものではないことについては、諮問庁の上記(2)アの説明のとおりであると認められる。また、当審査会事務局職員をして、各財務局のウェブサイトに掲載されている一覧表に相当する資料を確認させたところ、当該資料において、風評被害の影響等があり得るような事情を特殊要因として記載したものは認められなかった。

そこで検討すると、本件契約の内容を一覧表により公表することに係る意思決定については、上記(1)のとおり決裁という形式で行われており、また、これら決裁文書の記載に関する諮問庁の上記(2)アの説明も、減額売払の有無や特殊要因の記載がないという点については不自然、不合理とまではいえず、さらに、これらの決裁文書の外に当該意思決定が行われたことを示す文書が存在することをうかがわせる事情は認められない。

(4) 本件契約に係る一覧表の公表に関する応接等に関する記録については、既に特定されている別紙の3(2)の参考文書に「特定年月日aの売買契約締結時に、契約相手方より契約金額については非開示としてほしい旨の申し出があった。契約金額については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」第5条第二イにより、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する

おそれ」があり、不開示情報に該当するため「－」（非公表）とする。」との記載があり、また、別紙の3（3）には「（注）整理番号4の契約金額については、契約時に相手方の公表同意が得られなかったため非公表としていましたが、特定年月日bに同意が得られたことから、特定年月日cから公表することとなりました。」との記載があり、別紙の3（4）の本件契約金額に係る契約金額公表同意書が存在しているところである。そして、諮問庁から上記（2）イの通達の提示を受け確認したところ、公共随契により売払いをした財産に係る契約金額を非公表とし、又はその後に公表することについての契約相手方とのやり取りに関してどのような書面を作成すべきかについての規定は設けられていないと認められる。こうした事情を踏まえると、本件契約に係る一覧表の公表、非公表の件での特定法人との間におけるやり取りに関し、上記のほかにも別の文書が作成・取得されたはずとまではいい難い。

また、本件契約に係る一覧表の公表は、締結済みの契約内容を近畿財務局のウェブサイトに掲載するというものであり、その事務作業も複雑なものではないと推測されることに加え、上記（2）イの通達においても、当該作業を行う担当者への内部的な掲載依頼に関して文書を作成すべきとする規定はないことからすれば、既に特定されている別紙の3に掲げる文書のほかにも、当該掲載依頼に関する文書が作成されたはずともいい難い。

以上を踏まえると、既に特定されている文書のほかには文書を作成していないとする諮問庁の説明が不自然、不合理であるとまではいえず、これを否定するに足る事情も認められない。

- (5) また、上記（2）ウの探索が特段不十分であったとは認められない。
- (6) したがって、近畿財務局において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

処分庁は、別紙の1及び2のとおり、本件開示請求を受けて特定した文書名として、本件請求文書と同一の文書名を開示決定通知書に記載した上で、別紙の3に掲げる4文書を開示したものであるが、本来、特段の支障がない限り、開示決定通知書には、特定した文書名としてそれら4文書の名称を具体的に記載すべきであったのであるから、処分庁においては、今後、この点に留意して適切に対応することが望まれる。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定

し、一部開示した決定については、近畿財務局において、別紙の3に掲げる文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、諮問庁が別紙の3に掲げる文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有していないとしていることは、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子

別紙

1 本件請求文書

- ①近畿財務局ホームページに掲載の「H28年度の公共随契による売払い結果一覧表」についての特定法人との契約金額を非公表とするに至った応接や意思決定の分かる文書一切。
- ②特定法人との契約金額が当初非公開だったのが公表するに至った応接や意思決定及び経緯の分かる文書一切

2 本件対象文書

- ①近畿財務局ホームページに掲載の「H28年度の公共随契による売払い結果一覧表」についての特定法人との契約金額を非公表とするに至った応接や意思決定の分かる文書一切。
- ②特定法人との契約金額が当初非公開だったのが公表するに至った応接や意思決定及び経緯の分かる文書一切

3 原処分に基づき一部開示されたものとして、諮問庁から文書名及び当該文書の提示を受けた文書

- (1) ホームページ掲載依頼に係る統括官決裁文書 (H28年7月)
- (2) 決裁参考文書 (H28年7月)
- (3) ホームページ掲載依頼に係る統括官決裁文書 (H29年2月)
- (4) 契約金額公表同意書 (H29年2月)